

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第

卷五十二第

行發日一月二十年二和昭

論叢

社會黨の農民獲得運動

法學博士

河田 嗣郎

租 稅 道 義

法學博士

神戶 正雄

徳川時代に於ける長崎の支那貿易

文學博士

矢野 仁一

スミス「富國民論」の基礎的考察

法學士

石川 興二

文化現象の凝集作用

法學士

恒藤 恭

說苑

我が國の地方費國庫補助制度

經濟學士

中川與之助

雜錄

大名領地について

經濟學博士

本庄榮治郎

獨逸の租稅收入

經濟學博士

沙見 三郎

聚落に關する三新著

經濟學士

黑 正 巖

法 令

銀行法施行期日ノ件・銀行法ニ依ル地域指定ノ件・銀行法ニ依ル銀行ノ特例ニ關スル件・銀行法ニ依ル人口一萬未滿ノ地ヲ定ムルノ件・銀行法施行細則

附 錄

本誌第二十五卷總目錄

徳川時代に於ける長崎の支那貿易に就いて (二・完)

矢野 仁 一

三 支那の生絲絹織物の輸入に就いて

マルドック¹⁾の日本歴史に西暦第十七世紀中、絹、生糸は日本の重要輸入品で、それは常にマカオ「ガレオン」船及び當時日本の諸港に頻繁に入港したる支那ジャンク船の多數の積荷の最も貴重なる品目であつたと云ふことが述べてある。私が前段に於て支那貨物が外國貿易に於て重要であつたと言つたのも、支那の絹、生糸が重要であつた意味に外ならない。

日本に於て徳川時代の初期、生絲絹織物の需要が盛んであつたことは、ケムプフェルの日本歴史²⁾に、彼が和蘭貿易の第一期と稱せる西暦一六一一年(慶長十六年)から一六四一年(寛永十八年)までの時期即ち和蘭が猶ほ平戸に於て貿易を行ひたる時代に於て、葡萄牙が長崎に於て繁榮隆盛なる殖民地を有し、其の貿易が盛大を極め、日本に生糸及び絹織物を以て供給し得たる點に於て、和蘭に優れる一の顯著なる利益を有したることを述べ、此の生絲及び絹織物が當時此の人口

1) Murdoch, ibid, III, p. 262.

2) Engelbert Kaempfer, The History of Japan, Glasgow, 1906, Vol. II, p. 216.

多き日本帝國に於て盛んに費消せられしのみならず、猶ほ一六九〇年（元祿二年）頃に於てもそれが衰へなかつたと言つて居るにても明かである。

生糸及び絹は支那の輸出禁制品であつた。明律には清律と同様、私出外境及違禁下海の禁があつて、それには私に緞疋、紬絹、絲綿を携帯して外境に出でて販賣し或は出航する者は杖一百に處し、雇傭を受けて之を挑擔し或は駄載するものは一等を減じ、物貨船車は凡て官沒すると云ふ規定があつた。ケムプフェル³⁾に和蘭人は和蘭貿易の第一期に於ても猶ほ現時の如く、最良最精の絹を産する支那及び近傍諸國に於て何等定まりたる根據地なく、支那帝國は當時猶ほ滿洲に征服せられず、漢種族の君主に依つて統治せられ、一切諸外國との貿易に閉鎖せられ、支那人は國外に出で、又一切の土貨を輸出することを禁せられて居たので、和蘭人に對して少量の絹の外供給することが出來ず、其の少量すらも之を供給するは密輸出に依る外がなかつた、和蘭人も絹を求むる爲め支那の海岸に至ることが禁じられて居たと云ふ記事が見えて居る。それにも拘はらず支那人は之を携帯して日本に來り貿易を行ひしのみならず、葡萄牙人がマカオの殖民地を利用して支那の絹を日本に供給するを得たのは、日本の之を需要することが盛んであつたからである。

ミユンステルベルヒの日本の外國貿易に、西曆一六三七年寛永十四年、明の崇禎十年、葡萄牙人の日本に輸入したる貨物の總價格二、一四一、四六八兩二萬一千四百四十兩、四萬六千八百八十兩の内、絹織物（Seidenstoffe）のみで一、六二〇、

3) Engelbert Kaempfer, ibid, Vol. II, p. 216.

八三四兩

一萬六千六百八十
三百四十多生糸 (Rohseide) は僅かに二六〇、〇〇〇兩 三千六百
百貫口 即ち載貨の六分の一、絹織物、生糸以下の貨物は合計して、一四一、〇〇〇兩 千四百
十四口 の計算であつたことを記して居る。

ミュンステルベルヒは徳川時代の初期に於ては外國より輸入した絹の中でも特に絹織物は巨額を占め、生糸は之に比して少かつたのは、日本に於て當時猶ほ織物業の發達しなかつた爲めである様に考へ、絹織物と生糸との此の關係は其の後に至り頗る顯著なる變化を受け、日本人自から種々の絹織物を生産するに至りしが故に、生糸は絹織物の原料として猶ほ大量の輸入ありしに拘はらず、絹織物は需要を減じ、僅かに幕府及び貴族階級の御用品として精巧高貴なる種類に限り、此の少い需要額に相當する範圍に於て輸入せらるゝに過ぎない有様になつたことを述べて居る。

然しこれは果して事實であつたか。西暦一六三七年の和蘭船の載貨に於て絹織物が巨額を占め、生糸は全載貨の六分の一に過ぎなかつたと云ふことは、ミュンステルベルヒはレヒテレン⁴⁾の旅行記に據つた様であるが、それが事實としても、此の一年だけの和蘭船の載貨の割合に依つて、當時日本に於て絹織物の需要が多く、生糸の需要が少かつたと云ふことを斷言するのは、果して當を得たものであらうか。それにはもう少し澤山の證據がなければならぬ。和蘭船の載貨だけでは十分でない。支那船の載貨はどうであつたかも知らなければならぬ。和蘭の商館長カムブスは西暦一六一六年(元和二年)の和蘭人の日本に於ける貿易の期望に關する報告に於て、毎年日本に賣

4) Dr. Oscar Münsterberg, Japans auswärtiger Handel von 1542 bis 1854, S. 239.

5) Rechteren, Journael ghehouden op de Reyse ende wederkomste van Oost-Indien door Seyger van Rechteren voor desen Kranck-besoecker in de voorghenande Landen, ende un Geweldige Generaal van de Land-

捌かるべき支那貨物の價格三分の二を生糸及び撚絲 (Rohseide und Seidengarne) 三分の一を絹織物 (seidene Stoffe) として計算して居る。私は後に述べる如く、當時絲割符人と言つて、輸入生糸を分配購買する特許商人の制度が定められたのは、特に生糸を重要視したもので、それだけ生糸の輸入は多かつた證據でないかと考へる。國民的需要に基づかざる絹織物の輸入が多かつたと云ふことは、幕府及び貴族の様な限られた階級の需要であるに拘はらず、それが非常に盛んであつたと云ふことで、元和假武を去ること遠からざる當時、さう云ふこともどうかと思はれるが、それが漸次に國內の絹織物業が起つた爲め少なくなり、之に代つて生糸の輸入が多くなつたと云ふことは、當局者に絹織物の輸入に依つて日本の蒙ぶ損失が自覺せられたこと、さうして其の救済策として國內絹織物の生産が奨励さるゝに至つたことを意味する様に思はれ、さう云ふ事實があつたと云ふことも分かつて居ないのである。徳川時代の初期既に生糸が輸入品として絹織物よりも重要であつたと云ふことも、或る程度まで幕府及び貴族の様な階級に絹織物の需要があつたとしなければ考へられぬことであるが、然し當局に國內絹織物を起さんとする考へがあれば、限られた階級の限られた需要であつても、それが可能であり、理解されることである。私は絹織物の輸入に依つて日本の蒙ぶ損失が自覺された結果、當局者は始めて救済策として國內絹織物業を起さんとするに至つたものではない様に考へる。却つて當局者が國內絹織物業を起さんとし

た結果、漸次にそれが起る様になり、それに國內の平和が長く續いて奢侈の風が漸く盛んとなり、貴族階級に限らず商人階級にも及ぶ様になつて、益々絹織物の需要が盛んとなり、和糸の産出を促がし、又當局者の之に依つて輸入生糸を抵制せんとする經濟的の考へと相俟つて、養蠶業の奨励となり、徳川時代の中期から末期に及び、漸く輸入生糸の減少を來し、遂に幕末に於て開國と共に一躍して生糸輸出國となるに至つたと考へるのである。

マルドック⁷⁾の日本歴史に、和蘭の出島貿易は日本二百年間の鎖國時代に於て、暫くの間外國貿易の約半分、其の後に於て三分の一乃至四分の一を示し、之に關する細目の若干を點檢することは非常に興味あることで、第一に注意せらるることは絹が西曆十七世紀に於て日本の重要輸入品であつたことで、近代に於て日本の輸出貿易の大宗が絹であることを考慮するに於て、これは寧ろ驚駭に値ひするものと言はなければならぬと云ふことが述べてある。

絹は西曆十七世紀中日本の重要輸入品であつたが、それは主として葡萄牙船がマカオから輸入したもので、其の外には支那のジャンク船が積載したもので、和蘭船の輸入額としては最初は極少額に過ぎなかつた。其の輸入額の多くなつたのは寛永十一年、西曆一六三四年頃からのことで、此の

年の輸入額は三二四、〇〇〇「グルデン」十二グルデンは英貨一鎊として、二六、一六六鎊餘、邦貨二六一、六六六圓餘、であつた。寛永十七年、西曆一六四〇年になると、それが一、〇〇七、三五〇「グルデン」八三、九四五英鎊に達した。寛文二年、八三九、四五八圓餘

西暦一六六二年の輸入は一、〇七九、〇〇〇「グルデン」で、其の年の輸入總額一、五一八、七八三「グルデン」に對し、實に七割強を占めて居たのである。マルドック⁸⁾に據ると、絹は常に當時和蘭の輸入年額の七割を占むるには至らなかつたのであるが、それにしても、寛文五年、西暦一六六五年から寛文十二年、西暦一六七二年までの全輸入價格一二、四一八、〇〇〇「グルデン」の中七、八二四、〇〇〇「グルデン」までは絹であつたと云ふことであるから、六割三分強を占めて居た譯である。貞享三年、西暦一六八六年から元祿十年、西暦一六九七年までの全輸入價格は約七、〇〇〇、〇〇〇「グルデン」で、絹は一、六九〇、〇〇〇「グルデン」であつたと云ふことであるから、既に二割四分強となつた譯である。

ケムプフェル⁹⁾に西暦一六八五年(貞享二年)和蘭の貿易が年額百五萬「ギルダー」(約十萬英鎊)、日本貨にして毎箱銀十貫目(千兩)入三百箱、計三千貫目、即ち金五萬兩に制限さるるに至りしこと、又五個所商人の組合(A company of merchants of the five Imperial cities)が生糸賣買の特權を得たることを叙し、生糸は最初に賣らるゝので、此等の特許商人は非常の利益を得、それだけ和蘭人は少からざる不利益を受けることとなり、五個所商人はそれで和蘭人が生糸の輸入を少くすることを防ぐ爲め、和蘭船の載貨の少くも三分の一は生糸でなければならぬと云ふ様に、出来れば強制し様とした様なことが書いてある。

8) Muldoch, *ibid.*, II, p. 263.

9) Engelbert Kaempfer, *ibid.*, II, pp. 228, 232.

ナホッド¹⁰⁾にも西暦一六八五年に貿易額の制限せられしこと、生糸に對し、これまでの様に支那産のみならず、東京産、ベンガル産にまでも一種のパンカドー(Pancado)が適用され、五個所の組合商人にのみ販賣され、價格が協定さるゝことになつたことを述べ、此の不利なる事情の下に於て多分期待さるべき生糸輸入額の非常なる減少を防禦する爲めに、直ちに販賣貨物の少くも三分の一は生糸から成らなければならぬと云ふ規定は發布された、生糸の輸入は實に日本に對して最も重要であつたのであると云ふ記事が見えて居る。

當時支那船舶の生糸輸入額はどれ程あつたか。貞享二年に其の貿易額は銀六千貫目と定められたのであるが、矢張り少くも其の三分一は生糸でなければならなかつたのではないか。金井俊行の外國商法沿革¹¹⁾に、貞享四年白糸五箇所割符定額銀二千貫目を更め千二百貫目とし、他の八百貫目は長崎市中三ヶ一花取貨物に加ふと云ふ文、見えて居る。私は今其の根據を検索すること能はざるも、白糸は恐らく支那船舶の輸入生糸にして、其の輸入貨物の全價格六千貫目の中の三分の一即ち二千貫目までは必ず生糸を以て輸入すべきものと定め、之を割符糸としたものではあるまいか。貞享以後堺に於て割符特許權に關する爭訟事件あり、又正徳五年¹²⁾の新例に「惣じて唐荷物の内反物、糸類、人參、麝香類最初に買取らせ候事肝要に候、其子細は此等の品々若賣残り有之候へば撥賣の方へ出る品にて候、夫故御定銀額の内にて此等の類買取り、若残り荷物出來り候へ

10) Oskar Nachod, *ibid*, S. 390.

11) 長崎叢書四、長崎略史下卷、四二三頁

12) 藩陽群談卷四、唐阿蘭陀方商賣之儀申付候大意之事

は荒物にて残し候様に仕かけ候て能候事」と見え、絹織物、生絲の需要多く、支那輸入生糸の輸入が如何に利益があつたかは分かる。

絲亂記（一）に正徳二年西曆一七一二年 康熙五十二年の切惣年寄に對する長崎貿易に關する覺書が見えて居る。

長崎表において、近年打續き糸類すくなく渡來、京都織殿の者共、其渡世を失ひ候由、去年の春前御代御廳（聴こ）に達し、織物の類糸兼用ひ、家業をも取續候様に可仕候旨被仰出候、然る所に去年以來、眞綿並絹綿等商買仕候者共中候處は、貳拾年以來京都へ上り候和絲の數次第に相増、諸國より出候眞綿、絹綿等年々其數を減候、京都にて和糸を用候事相止候はゞ、眞綿、絹綿等代下直にも可罷成候由にて、眞綿、絹綿等の數減候事も不可然事に候得共、長崎表へ渡來候織物、糸類等の類も減じ、京都織殿の者共も渡世を失ひ候事は、彼是以て甚不可然事共に候、前御代思召有レ之被二仰出二候御事に候上は、自今以來は京都織殿の者共、和糸を兼用ひ候て、織物等の類をも仕出し候様に仕、且又只今迄糸綿等仕出し候國々は不レ及レ巾、其外の國々にては、御領私領に不限、糸蠶に宜しかるべき土地にて糸綿をも仕出し候はゞ、其利潤の餘分の多のみにあらず、織物糸類並眞綿、絹綿等の類も、後に及候ては、世上通用のためも宜しかるべく候、但糸蠶宜かるべき土地並糸綿仕立候事等は、武家方並田舍者共不案内の事可有之候間、すべて此等の物商買仕候者共、其心得可有之事に候已上、

已 五 月

右御書付之趣從ニ江戸一被ニ仰下二候間、南北町中可相觸者也

正徳三年閏五月二日

將軍綱吉の時から既に生糸の輸入額が減じ、和糸の利用及び生産を奨勵するに至りしことが分

かる。將軍綱吉の時から生糸の輸入額が減少したのは、貞享二年以來支那及び和蘭の貿易額が限定された爲め、又生糸は外の貨物が相對商賣となつたのに反して、五ヶ所割符の商賣として、支那商、和蘭商の利益が少くなつたのに原因して居ることは言ふまでもない。それ故外國生糸の輸入がなかつたならば國內織物業が起らなかつたであらうし、又國內織物業が起り、生糸の需要が起らなかつたならば、國內製絲業が起らなかつたであらうから、徳川時代の制限貿易に依つて實に我が國の製絲業は適當に培はれたものであると言つてもよいのである。

ミュンステルベルヒ¹⁴⁾に次ぎの文がある。

Als sich die Abrechnungen im 18. Jahrhundert immer ungünstiger gestalten und sich 1755 (寶曆五年) beim Verkauf der Seide sogar ein jährlicher Verlust von 10000 Gulden (nach Meijahn, Geschiedkundig Oerzigt van den Handel der Europezen of Japan, S. 107) ergab, drangen die Niederländer wiederholt und schliesslich mit Erfolg auf Bereinigung der Verpflichtung, einen gewissen Teil des Umsatzes in Seide zu liefern.

和蘭は寶曆五年に絹の販賣で一萬「グルデン」の損失を爲し、船貨の三分の一は生糸でなければならぬと云ふ制限を不便として倦まざる努力の結果、遂に之を撤廢するを得るに至つたと云ふのである。

トウンベルグ¹⁵⁾の旅行記に、西曆一七七五年¹⁶⁾安永四年清の乾隆四十年の支那人普通の或は重要な輸入品とし

14) Oscar Münsterberg, ibid, S. 239.

15) C. P. Thunberg, Voyages au Japon traduits par L. Langles, Paris, 1796. Tom. II, pp. 16, 9.

16) C. P. Thunberg, Travels in Europe, Africa and Asia, London, 1795, Vol III, pp. 57. 43. 44.

て、生糸、藥品、人參等を掲げてゐるのに、和蘭人の此の年の輸入品には絹織物はあるが、生糸は

見えない。シーボルトは其の著日本に於て、西曆一六〇九年慶長十四年、明から一八四二年、天保十三年、清の

道光二十二年までの和蘭人の日本に於ける貿易の歴史や、貿易及び航海に關する規定、支那人の日本に

於ける貿易等のことを記述して居るが、和蘭の輸入品として種々の絹織物(Seidenzeuge)を記して

居るに拘はらず、生糸を記して居ない。支那人の輸入品として猶ほ生糸、絹織物を掲げて居る。

天保の末まで支那人は猶ほ生糸を輸入して居ることは分かる。私は弘化、嘉永、安政十五六年間

の生糸輸入の状況を知ることが出来ないが、恐らく我が國が米、露、蘭、英、佛諸國と條約を結

んで鎖國時代を終つた安政五年西曆一八五八年、咸豐八年に長崎に入港した三艘の支那船に至るまでも生糸を

輸入したのでないかと考へる。

大林雄也氏編著大日本産業事蹟に我が國の安政六年から明治二十一年までの生糸の輸出高を載

せてあるが、安政六年西曆一八五九年、清の咸豐九年には既に二〇、三九四、七九〇(和)斤を輸出した様になつて居

る。

安政六年 二〇、三九四、七九〇斤

萬延元年 一、九二七、〇四〇斤

文久元年 九、三〇〇、八五九斤

17) Ph. Fr. von Siebold, Nippon, herausgegeben von seinen Söhnen, Bd. II, Leipzig, 1897, SS. 178, 179, 186, 187.

文久二年

二、九〇九、二四四斤

瀧本誠一氏の日本經濟史に、我國生糸輸出の濫觴は、安政六年六月二十八日横濱市本町三丁目芝浦清五郎の店頭に於て、甲斐島川造生糸六俵^{一俵九貫目}イギリス人インリキ^{或はイタリヤ人又はイスパニヤ人なりとも云ふ}に一斤に付一分銀五箇の價にて販賣したるに胚胎し、翌年即ち萬延元年八月甲斐の商人伏見屋忠兵衛と云ふもの始めて島田造生糸二千五百斤を横濱に持來り、芝浦清五郎を紹介して金一兩に付き生糸六十四匁の割合にて、海岸七番イギリス人ロスバルベルに販賣せるに始まることが書いてある。ルーツアーフォード・アルコック¹⁸⁾に據ると、既に西曆一八六〇年勿々一年の輸出生糸一、八〇〇〇俵に及び、一八六五年乃至一八七〇年の五年間の平均輸出額は一三、六〇〇俵であつたと云ふことである。アレキサンダー・ミチイのアルコック傳に、日本開港の第四年目即ち西曆一八六三年(文久三年)に於て生絲及び繭の輸出高は二百五十萬磅に達し、外國品の輸入高に超過すること三倍餘(輸入高八十一萬一千磅)であつたと云ふことが述べてある。

四

支那貿易の長崎一港に限定せらるゝに至りし事情並に其の輸入糸に糸割符の適用せらるゝに至りし次第

上に述べし如く、支那船舶は早く永祿頃より長崎港に出入し、慶長元和頃は既に其の貿易も餘程盛んであつた様であるが、然し當時は猶ほ明の外國貿易を嚴禁した時代で、葡萄牙人は盛んに

18) Sir Rutherford Alcock.

19) Alexander Michie, The Englishman in China during the Victorian Era (The Career of Sir Rutherford Alcock), Vol. II, p. 116.

「マカオ」から支那貨物を輸入して居たのであるから、支那船舶の貿易額と言つて格別のことにはなかつた様である。シーボルトに¹⁾、

Solange die Portugiesen von Macao aus nach Japan den Handel trieben, war jener der Chinesen mit diesem Lande nur unbedeutend, da die Portugiesen es reichlich mit Waren jenes Volkes versahen und überdies auch die Niederländer damals noch solche in Menge einführen. Während der Ming-Dynastie war in China der Handel mit dem Auslande strenge verboten; japanische Handelschiffe wurde ohne Pässe nicht zugelassen, und nur wenige chinesische fuhren im Geheimen nach Japan.

と云ふ記事が見える居る。

長崎港草に²⁾「昔シハ入津ノ唐船何レモ小舟ニテ一般ノ貨物銀高僅カニ五六貫目ヨリ拾貫目バカリノ荷物ヲ積來り、船數ノ多少定マリモナク、相對ノ商賣ニテ、唐土ノ人モ縦ママニ近國所々ヘ往來シ、殊ニ手輕キ唐人ハ荷物ヲ肩ニ擔ギ、或ハ携ヘテ町中ヲ賣リ歩クニ何ノ御構ヒモナク、荷役荷積ナド申シテモ檢使ヲ出サルルト云フコトモナケレバ、船ヨリ直チニ己ガ知音ノ方ヘ荷物ヲ揚テ、心ノ儘ニ逗留ス、宿々ヨリハ唐船ノ入津ト聞クトキハ迎船ヲ出シ、宿ノコトヲ約ス、宿口錢トテ端物ハ一端ニ銀一匁、荒物ハ代銀一貫目ニ拾匁ヅツ、買主ノ方是ヲ出ス、身上宜シキ唐人ハ長崎ニ妻子アリテ、多クノ人ヲ召抱ヘテ住居セルモ所々ニアリ、是等ノ者ノ縁家又知音ノ方ヘ宿スルモアリ、商賣甚ダ自由ナリ」と云ふ文が見えて居る。當時は長崎ばかりでなく、平戸其の

1) Siebold, *ibid*, II, S. 185.

2) 長崎港草卷六五

3) 朝野舊聞裏稿五百十一

他の諸港に入津したのである。

朝野舊聞哀藁に萬曆、崇禎に至て

自注日本天正
慶長に至る

明朝と清朝と兵亂大に起て、人民甚だ困厄に逼

り、其難を遁れん爲め、商賈を營む者のみにも限らず、數輩の唐人財物を携へ來て、長崎に住居を願ふ者多かりしと也、船數も漸々多くなり、九州薩摩阿久根、筑前博多、豊後府内、肥前にては五島、平戸、大村、長崎諸處に着岸すと云へども、就中長崎港に着船多く、諸用繁多なる故、慶長九年以來追々長崎にて唐通事出來云々」の記事が見えて居る。

當時支那船舶は長崎にも來たのであるが、同時に他の諸港にも來たのであつて、其の證據は、

慶長十五年 西曆一六〇年
明萬曆三十八年

家康の廣東商舶に對し、日本に到着した場合に、何れの國々島々浦々に

於ても、商主の心任せに市易買賣の利を得べきことを許した意味の朱印狀、同年明の應天府の人

周性如の日本に來りし時、何れの浦々に到着しても、守護を加へて速かに長崎に達せしむべきこ

とを命じたる朱印狀、慶長十六年 西曆一六一一年
明萬曆三十九年

の増補慶長日記の大明人を書院に延見し、異國の

商船何浦に着くとも、悉く長崎にて商賈すべき由の朱印狀を賜はつたと云ふ記事、元和二年 西曆一六

一六年、明の
萬曆四十四年

八月幕府より諸大名に對し、唐船の儀はいづかたへ着岸すとも、船主次第買賣せしむ

べき旨諭告したる下知狀などであつて、其の貿易は既に明商の其の國禁を犯し秘密に渡航して行

ひたる密貿易である上に、それは諸港に分かたれて行はれて居たのであるから、長崎に於て獨り

4) 異國日記、神君賜廣東商船御朱印、異國往來及羅山文集載驗明廣東商主書參

5) 通航一覽卷二百七、慶長十五年十二月十二日、福建道(省)の商民周性如とあり、
許に『本多正純より福建省總督陳子貞に贈る奉書、並に周性如に賜ふ御朱印、
續本朝通鑑、如官日簿抄御營年表等には應天府の周性如とあり、應天府は南京

其の貿易額が大であつたとは考へられない。慶長十五年周倭如の朱印狀、同十六年の朱印狀は、支那船舶が何れの浦に着くとも、長崎一港に於て貿易すべきことを命じたもので、既に家康の在世當時より幕府に支那貿易を長崎に限定せんとする考へありしことを示すものであるが、之を長崎に限定せんとする考へありしことは、支那貿易の當時長崎以外の諸港に於ても行はれしことを證するものである。

元和二年六月薩摩領主の明商客に知會したる諭文に次ぎの文がある。

元和二年丙辰年六月

須知

我薩摩州、與大明雖隔萬里之遙程、年々泊商船者、自古皆然、大明商客之所得而知也、今日本有二將軍、發號於東西、施令於南北、日本風行草偃、是故置一官於長崎、使之招異邦之商船、以爲其所止之處矣、實因茲南商北賈指此地以爲要津矣、是今商客之所得而知也、自今以往、雖曰大明商船之隨風而來於我薩摩之地、頃刻不許繫船於我地矣、一將軍之素心、不衍不忘、率由舊章、由是視之、今雖令長崎爲商客之所止、復必泊商船於我薩摩、以爲貿易所須之處、亦未可知也、商客姑待之、今也一官之號令、誰敢可濫之乎、商客其念之、

幕府が家康の在世當時に於て既に支那貿易を長崎一港に限定せんと考ふるに至りしは、矢張り切支丹宗門取締りの意に出でたもの、様で、慶長十六年には幕府は重ねて切支丹宗門を嚴禁し、板倉伊賀守は五畿内を、山崎長門守は西國地方を擔當し、切支丹宗徒を捕縛して京都に送り、五

の城下なれば周倭如の本國なるにや』と言つてある
6) 増補慶長日記慶長十六年辛亥十一月廿八日、外蕃通書九、明國書神君賜大明商
船御朱印、駿府記參照
7) 通航一覽卷百九十八、蘭地源一郎長崎三百年間五六頁參照
8) 通航一覽卷百九十八、英國日記

條河原に於て斬罪に處して居る。長崎奉行の支那貿易が長崎に限定せらるゝことの長崎に利なるを考へたることも想像され、幕府の命令を奉じ從來長崎以外の諸港に於て貿易を行ひたる支那船舶を盡く長崎に招ぎ、將來長崎以外の諸港に於て貿易を行ふことを嚴禁したものと見える。家康は元和二年四月に死し、既に八月には幕府は前述の如く唐船いつかたに着岸すども、船主の請に任かせ、商賣せしむべき旨海岸の面々に達して居るのである。政柄秘記⁹⁾に元和四年^{西暦一六八八年、明の萬曆四十六年}八月幕閣五人衆より平戸領主松浦肥前守、長崎奉行長谷川左兵衛宛送つた書簡が見えて居る。それ「追而唐船之儀者何方へ着候共船主次第於其所可賣買旨被仰出候」と云ふ文が見えて居る。秀忠將軍の時になつて、支那貿易を長崎に限定せんとする政策を一時緩和した様である。薩摩の島津家久の諭文は元和二年六月の日附で、未だ之を知らなかつた様である。彼は支那貿易の長崎に限定せらるゝと云ふことも實際に於て到底長く行はるべきに非るを豫期し、薩摩がまた支那貿易船の集泊所となる日の遠からざるを以て、「姑待之」と言つて支那商客を慰撫して居るのであるが、彼が此の諭文を發する時、自ら知らなかつた間に、既に豫期通り薩摩に於ても貿易が出来る様になつた譯である。ミュンステルベルヒ¹⁰⁾に、支那人和蘭人のみ日本に於て貿易の特占權を有したることに關し、支那との貿易の一部は長崎に於て一部は薩摩に於て行はれて居ることを述べてあるのは餘程面白い。

9) 政柄秘記二

10) Oscar Münsterberg, *ibid*, SS. 98, 99.

Der Verkehr mit China war ein doppelter, teils über Nagasaki, teils über Satsuma, Der Umsatz mit Satsuma wurde im 18. Jahrhundert auf 125000 Taels (千二百五十貫目) festgesetzt, aber eine Kontrolle dürfte kaum möglich gewesen sein.

寛永十二年

西暦一六三五年
明の崇禎八年

支那貿易が長崎に限定せらるゝ様になつた後も、薩摩はそれも實際に於て到底長く行はるべきに非るを期待しつゝ、矢張り實際に於て領内の諸港を支那貿易船の集泊所となし、漂着船の名を以て密貿易を行ふことを看過して居たのではないか。さうでなければ薩摩が其の領内の諸港に於て唐通事の職制を設けて居たことも理解は出来ない。

慶長九年以來、絲割符の制が始まり、外國輸入の生絲を、絲割符人と稱する堺、京都、長崎等に於ける特定の商人に購買組合を組織せしめて特占的に購買せしむることゝなつたのであるが、それが寛永八九年頃まで支那船舶の輸入生糸に適用せられなかつたのも、支那の貿易額が未だる程に多くなかつた證據と考ふことが出来る様である。絲割符のことに就いては別¹¹⁾に述ぶことゝし、それが當初に於て支那船舶の輸入生絲に適用されなかつた證據は、平戸の和蘭商館のヘンドリック・ブロッウエルのバタビア總督宛、西暦一六二三年(慶長十八年)二月十三日付書簡¹²⁾(Oberkaufmann Hendrik Brouwer an General-Gouverneur Pieter Both in Batavia vom 13. Februar, 1613)に

Dieses Jahr ist der Pancado (割符賣直段) auf 150 Thail (銀一貫五百匁) oder Dukaten das Pikol, was in gewöhnlichem Geld und gangbaren Gewicht ungefähr 180 Dukaten das Pikol ausmacht. Und die Castilianen (西班牙人) Chines-

11) 東亞經濟研究昭和二年十月號

12) Oskar Nachod, ibid, Beilage 12, S. XXXVIII-XXXIX.

en und Holländer, die von dieser Plage frei sind, haben ihre (Seide) verkauft zu 200 und 210, was ein grosser Unterschied ist.

と云ふ文である。ナホッド¹³⁾は之を根據として、葡萄牙人は當時實際に外國貿易を占有して居たと言つてよいのであるが、此のバンカドーの制度の下に置かれたるは彼等のみで、和蘭人、西班牙人及び支那人は此の制度に對して全く自由であつたと言つて居る。葡萄牙人は一擔につき百五十テールで賣らなければならなかつたが、支那人は二百テールで賣ることが出来たのは、前者の生糸は割符絲として割符商人の定めたる値段で賣らなければならなかつたのに對して、後者は市價で自由に販賣することが出来たからである。

支那船舶の輸入生糸が何時まで「バンカドー」の適用を受けず、さうして割符絲として取扱はれなかつたか、何時から割符絲として取扱はるゝ様になつたか。ナホッドに西暦一六三五年、寛永十二年和蘭船舶の輸入生糸が「バンカドー」即ち割符糸賣値段が定まつた上でなければ賣られないことになつたことを叙し、

Wie Findadonne (彌原飛騨守) ihnen mitteilte, waren es die Vertreter der 5 Reichsstädte, die verlangt hatten, die holländische Seide solle ebenso wie die der Portugiesen und Chinesen dem Pancado unterworfen werden, da sie sonst nicht dabei bestehen könnten.

と言つて、葡萄牙人や支那人の生糸同様、和蘭輸入の生糸が「バンカドー」の制下に置かれなければ

13) Oskar Nakhod, ibid, S. 154.

ならぬことを主張したるは五箇所の糸年寄であつたことを述べて居るのは、當時支那船舶輸入の生糸が割符糸として取扱はれて居たことを認めて居るものである。それならば支那船舶輸入生糸が割符糸となつたのは何時であるか。

私は支那船舶の重要輸入品たる生糸が自由貿易から割符糸即ち割符商人に依つて定められたる賣値段に依つて賣らなければならない制限貿易になつたと云ふことは、支那貿易として餘程重大な事件と考へるのである。それにも拘はらず、長崎の記録に於て、私の知る限りではそれが明かになつて居ないのはどうしたことであらうか。寛永十二年長崎奉行に對する幕府の十七箇條の御條目の中に、「絲の外諸色之儀、絲之値段極り候てのうへ、相對次第商賣可仕、但唐船は小船のことに候間見計可申付事」の一條目がある。ナホッドのヴァレンティン¹⁴⁾に據つた獨逸譯¹⁵⁾に「Wenn der Preis der Seide festgestellt, dann soll Ihr alle anderen Waren ungezwungen, an wen sie wollen, verkaufen lassen, ausgenommen die Chinesen. Lasst diese mit ihren Waren (da sie doch von kleinem Wert sind) so handeln, wie es Euch dünken wird, redlich zu sein, so aber,當時支那船舶の小さく、隨つて其の輸入貨物の價格の大ならざりしことが分かる。此の條目の發せられしは、通航一覽¹⁶⁾(奉行御條目並務方組與力同心等)に據ると、寛永十三年丙子五月十九日になつて居る。長崎略史は之を採用して居る。大藏省編纂の日本經濟財政史料(引用御觸書古三十五)には寛永十一

14) François Valentijn, Oud en Nieuw Oost-Indien, verhattende en uitvoerige Verhandlinge van Nederlands mogentheyed in die Gewetzen, S. 68-98.

15) Oskar Nachod, ibid, Beilage 42, SS. CXXXIV-CXXXVI.

16) 通航一覽卷百四十、長崎異國通商總括部、長崎叢書三、長崎略史上卷參照

年甲戌五月二十八日になつて居る。然るにナホッドに¹⁷⁾

Veröffentlichung in der holländischen Uebersetzung von Valenijn, Seite 98-99. Eine andre Wiedergabe, im Sinne übereinstimmend, jedoch etwas verkürzt, findet sich bei Montanus (Gedenkwerdtige Gesantschappen der Oost-Indische Maetschappy in't Vereenigde Nederland, aen de Kaiseren van Japan; Amsterdam, 1669), Seite 53-54; sonderbare Weise verlegt Montanus dieses Schriftstück in das Jahr 1665 und sagt: „Unter dieser berühmten Order stand: das zwölffe Jahr von Kaiser Quine. Dies ist aber weder der Name eines Mikado, noch eines Shoguns, sondern der Zeitabschnitt Quanje (寛永), der von 1624-1643 dauerte; mithin entspricht das 12. Jahr unserem Jahr 1635. Uebrigens ist die Verordnung auch in dem Tageregister der holländischen Faktorei zu Hirado nach Angabe von Valenijn unter dem 7. Dezember 1635 eingetragen.

の文があり、寛永十二年に發せられて居ることは明かな様である。通航一覽長崎港異國通商總括部商法^{貨物賣買等停止}の條には、寛永十年、十一年、十二年老中より長崎奉行に下知狀を出したることを叙し、寛永十年の下知狀を載せて居るが、それにも此の同じ條目が見え、其の割註に、按ずるに寛永十一年、同十二年の下知狀には、唐船は小船の事に候間、見計可申付事とありと言つてある。

此の寛永十二年の條目には、平戸に入港せる船舶即ち和蘭船の輸入生系も長崎の生系の値段の如くなるべく、又其の他の貨物も長崎に於て生系値段の定められざる以前に賣らるべからざることを規定したる條項がある。¹⁸⁾ ナホッドはそれに關し、

17) Oskar Nachod, *ibid*, Beilage 42, CXXXIV.

18) 通航一覽卷之百四十、Oskar Nachod, *ibid*. Beilage 42, CXXXVI. Art. 17, p. 244.

Eine für die Holländer um so härtere Beschränkung, als sie dadurch zum ersten Male ungünstiger als die Chinesen gestellt wurden, welche um diese Zeit begannen, vielleicht weil die Japaner nicht mehr nach Formosa kommen durften, trotz des in China bis zum Sturz der Ming-Dynastie (1643) bestehenden Verbots gegen den Verkehr mit dem Ausland mit Handelsschiffen in Japan zu erscheinen.

と述べ、始めて和蘭人の貿易は支那人の貿易より不利益の地位に立つに至つたことを指摘したが、此の時は既に支那船舶の輸入生糸が割符糸として取扱はれ居た筈であることは、前述の如くナホッドも之を認めて居るのである。それにも拘はらず、和蘭人の貿易は支那人の貿易より不利益の地位に立つとはどう云ふことであるか。私はこれは當時支那の輸入貿易額の猶ほ甚だ大ならずして、既に其の糸は割符糸として取扱はれて居るに拘はらず、葡萄牙船舶輸入の生糸の如く、嚴重に適用されず、又適用さるゝに及ばざる様に考へられて居たことを示すものでないかと考へるのである。支那貿易として割符糸の制度が適用さるゝに至つたかどうかは重要なことであるに拘はらず、長崎の記録に於てそれが明かになつて居ないのも、これが爲めではないか。

然らば寛永十二年既に支那船舶の輸入生糸が割符糸の制度下にあつたとして、それが何時から適用さるゝに至つたか。私は之が正確なる時日を證明することは出来ないが、絲割符御由緒に、

一、天川糸、唐船、白糸、黄糸、小黄糸の外、朴黄糸、片より糸、飛紗綾、縮緬、其外糸織物分、悉割符方へ被下置配分

仕、此節大割符と稱申候、寛永九年より織物の類不被_レ下置_二、糸類計被仰付、

と云ふ記事が見え、寛永九年

西暦一六三二年
明の崇禎五年

には既に支那輸入生糸が割符糸となつて居た様に考へ

られる。糸亂記²⁰⁾にも寛永八年末生糸が江戸、堺、京、長崎の四箇所の割符となりたることを述

べ、

題に曰く

一、白糸	百二十丸	堺
一、白糸	百丸	京
一、白糸	五十丸	江戸
一、白糸	百丸	長崎

右は大明より來りぬる糸の多少により、年々其高に割符候ぬ、

と言つてあるのを見れば、寛永八年にこれまで三箇所割符であつた生糸が四箇所割符となることとなり、糸の不足を感じ、支那船舶輸入の生糸を以て補足する必要あり、糸割符制を以て之に適用するに至つたのではあるまいか。これは私の推測として讀者の批判を乞はんとする所である。

20) 徳川時代商業叢書第一、糸亂記十一頁